

特別入学試験〔外国人留学生〕

指定校推薦入学試験〈1年次〉

＜募集学部・学科＞

福岡女学院大学	人文学部（現代文化学科、メディア・コミュニケーション学科） 国際キャリア学部（国際英語学科、国際キャリア学科）	修業年限 4 年	募集人員 若干名 (定員内)
---------	--	----------	----------------------

本学の教育理念や教育内容を理解し、本学に入学を希望する多様な人々を受け入れるために、外国人留学生入学試験制度を設けています。本学の教育に必要な基礎学力や日本語能力を有することが必要で、書類審査及び面接により多面的・総合的に入学者を選考します。

1 出願資格

以下のすべてに該当する者で、当該日本語学校長が推薦する女子。

- (1) 日本の国籍を有していない者
- (2) 日本国外において 12 年の学校教育課程を修了した者、あるいはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者（昭和 56 年文部省告示第 153 号）、または国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを有する者。海外での学校教育課程が 12 年に満たない者で、日本語学校やその他の専門学校での教育を受けた者はこの期間を加算することができる（飛び級のために 12 年以内の在学期間でこの課程を修了した者は当該学校が作成したこれを証明する書類を提出）。
- (3) 入学時に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）において大学入学に差し支えのない在留資格を有する者
- (4)

人文学部（現代文化学科、メディア・コミュニケーション学科）：日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験 N2 以上、または日本留学試験（日本語）230 点（記述式の点数は含まない）以上の能力がある者

国際キャリア学部（国際英語学科、国際キャリア学科）：日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験 N2 程度以上、または日本留学試験（日本語）230 点（記述式の点数は含まない）程度以上の日本語能力を有し、かつ TOEIC[®]L&R 500 点程度の英語能力を有する者

※次の場合は、日本語及び英語能力等の確認のため、本学教職員との面談が必要です。出願する前に必ず入試広報課（092-575-2970）に連絡してください。

- ① 日本語能力試験 N2 以上、または日本留学試験（日本語）230 点（記述式の点数は含まない）以上をお持ちでない場合
- ② TOEIC[®]L&R 500 点をお持ちでない場合

- (5) 本学に入学を許可された場合、確実に入学する者

2 指定校への通知

●指定校に対する推薦依頼

本学指定の日本語学校に対し、2019 年 7 月上旬に推薦依頼書を本学から郵送します。

※個人または推薦依頼のない日本語学校からの出願はできません。

本学より指定校へ
推薦依頼書郵送



インターネットによる出願



出願書類の郵送

3 出願手続 ※インターネット出願要領については P. 26～をご覧ください。

出願期間 (インターネットの入力期間)	検定料納入期間	出願書類送付期間
2019年10月7日(月) 9:00～ 10月23日(水) 23:00	2019年10月7日(月) 9:00～ 10月23日(水) 23:59	2019年10月7日(月)～ 10月24日(木) 必着

※2019年10月10日(木)、12日(木) 0:00 a.m.～8:00 a.m.はサーバーメンテナンスのため出願はできません。

●**出願書類** 提出された出願書類は原則返却いたしません。再発行が不可能な証明書に限り、希望する方へ返却します。返却を希望する場合には提出時に「返却希望」と記入しておいてください。

インターネットによる出願登録を終え、入学検定料を支払った後、以下の書類を宛名ラベル(インターネット出願画面からダウンロードできます)を貼った市販の封筒に入れ、**速達簡易書留**で郵送ください。**出願書類送付期間締切日必着**です(消印有効ではありません)。窓口受付は行いません。ただし、出願書類送付期間の最終日に限り、出願書類一式を福岡女学院大学入試広報課窓口へ持ち込み可能です(17時まで)。本学において出願書類を確認・受付のうえ、受験票を出願者に郵送します。

<本学所定の用紙はインターネット出願画面からダウンロードできます>

- (1) 顔写真(縦4cm×横3cm)裏面に氏名及び生年月日を明記してください。
- (2) 志望理由書(本学所定のもの)
※国際キャリア学部は専用の志望理由書がありますので、ご注意ください。
- (3) 履歴書(本学所定のもの)
※学歴は小学校からの在学期間、職歴は在職先と在職期間を明記してください。
- (4) 推薦書(本学所定のもの)
※推薦する日本語学校の学校長が作成したもの
- (5) 出身高等学校の卒業証明書(**中国籍の場合には試験当日に卒業証書原本を持参**)
※日本語もしくは英語の訳を添付してください。
- (6) 出身高等学校の成績証明書(**中国籍の場合には原本に公証書を添付**)
※日本語もしくは英語の訳を添付してください。
- (7) 日本語能力を証明する書類の写し
- (8) 健康診断書(本学所定のもの)
- (9) 住民票記載事項証明書
※海外から出願する場合には不要
- (10) パスポートの写し
※氏名、番号、発行年月日、有効期限、日本の査証など本人に関する記載事項のあるページのコピー
※出願時にパスポートの発給を受けていない場合には不要
※パスポートは試験当日に必ず持参してください。
- (11) 経費支弁書(本学所定のもの) **※日本語もしくは英語の訳を添付してください。**
- (12) 経費支弁者と本人との親族関係を立証する書類(日本語もしくは英語の訳を添付してください。)
※経費支弁者が中国籍の場合には、居民戸口簿のコピー(両親と本人のページ)
- (13) 経費支弁者が親族・本人以外の場合にはその続柄を示す書類
※日本在住の第三者が支弁者となる場合にはその支弁者の在職証明書またはこれに類するもの、住民票(外国人の場合には外国人登録証のコピー)及び所得証明書あるいはこれに類するものがが必要です。
※日本語もしくは英語の訳を添付してください。
※その他の書類の提出を求める場合があります。
- (14) 預金残高証明書または預金通帳の写し
※経費支弁者が国外居住者の場合には、預金残高証明書(日本語もしくは英語の訳を添付)
※経費支弁者が中国籍の場合には、存款証明書(公証書を添付)
※日本に在住する本人が経費支弁者となる場合は預金通帳の写し(直近1年間程度のもの)、**預金通帳は試験当日に必ず持参してください。**
- (15) 国民健康保険証の写し
※海外からの出願者は不要
※未加入者は入学までに加入してください。

- (注) ・一旦受理した検定料の返還要求及び志望学科の変更には応じられません。
・証明書は3ヶ月以内のものに限ります。

4 入学検定料

- 30,000 円

コンビニエンスストア、金融機関のATM等から支払ってください。詳細は「インターネット出願について」(P.26～)をご覧ください。

5 試験日・選考方法

2019年11月9日(土)

※面接及び書類審査により選考します。

※国際キャリア学部の面接は、英語及び日本語で行います。

6 試験会場

- 本学：福岡市南区日佐 3-42-1

7 受験上の注意

1. 集合時刻を受験票に記載して本人に通知します。指定された時刻までに来校してください。
2. 受験票は必ず持参して受付で提示するとともに、面接中は所定の場所に置いてください。また、**パスポートは必ず持参してください。中国籍の場合には卒業証書原本を持参してください。**
3. 他の受験者の迷惑となる行為は行わないでください。注意等の指示に従わない場合は退室させることがあります。
4. **日本に在住する本人が経費支弁者となる場合、預金通帳（1年間程度のもの）は試験当日に必ず持参してください。**出願時に提出された写しと照合し、面接終了時に返却します。
5. 試験場の下見は、前日（試験前日が土・日・祝日の場合は、その前日）13:00から17:00の間、試験場建物入口までとします。
6. 道路上などで、合格電報や電子メール等の勧誘を行う業者がいても、本学とは何の関係もありませんので注意してください。

8 合格発表

2019年11月15日(金)

受験者及び出身学校長に可否に関する通知書類を郵送します。大学構内での掲示やホームページ上への掲載はしません。また、電話による選考結果の問い合わせには、一切応じられません。合格者には入学までの間に課題を与えられる場合があります。

9 入学手続

一次手続（入学金納入及び誓約書〈合格通知書類に同封〉の提出）と二次手続（入学金を除いた入学時納入金の納入）をもって入学手続完了とします。

（注）いかなる理由があっても、手続締切日までに手続をしない場合は、入学資格を取り消します。

学部	手続締切日	提出書類
人文学部 国際キャリア学部 共通	2019年12月5日(木)〈一次手続〉	誓約書
	2020年2月28日(金)〈二次手続〉	

一旦納入した入学金は、事情のいかんにかかわらず返還できません。

入学式当日、特別の理由なく欠席した場合は、入学を辞退したものとみなします。

10 福岡女学院大学外国人留学生授業料等減免制度

福岡女学院大学では、外国人私費留学生を対象に授業料等減免制度を設けています。指定校推薦入学試験により入学した留学生については入学金と授業料の50%を減免します。**ただし、在留資格が「留学」である場合に限ります。**

授業料等減免については、毎年度継続の審査を行います。留学生が減免を受ける者として適当でないと認められた場合は、減免を停止し、または取り消すことがあります。

制度の詳細については、入試広報課（092-575-2970）にお問い合わせください。